

表 法改正による主要な変更点

取引の種類	具体的な取引	改正前の税率／規則	5月のルール（政令12.466号） 改正後の税率／規則	2025年6月のルール（政令12.499号） 改正後の税率／規則	主な変更点
融資	一般法人向け融資	日割り0.0041%、追加固定0.38% （年間実効最大1.88%）	日割り0.0082%、追加固定0.95% （年間実効最大3.95%）	日割り0.0082%、追加固定0.38% （年間実効最大3.37%）	固定税率の引き下げ
	Simples Nacional 適用企業向け融資（R\$30,000まで）	日割り0.0024%、追加固定0.38% （年間実効最大0.88%）	日割り0.0053%、追加固定0.95% （年間実効最大1.95%）	日割り0.0082%、追加固定0.38% （年間実効最大3.37%）	固定税率は引き下げられたが、日次税率は一般法人と同率に引き上げられ、Simples Nacionalに対する優遇日次税率が廃止された。
	個人零細事業者（MEI）向け融資 （R\$30,000まで）	日割り0.00137%、追加固定0.38% （年間実効最大0.88%）	日割り0.00274%、追加固定0.38% （年間実効最大1.38%）	日割り0.0082%、追加固定0.38% （年間実効最大3.37%）	固定税率は変更なし。日次税率が一般法人と同率に引き上げられ、優遇日次税率が廃止された。
	リスク・サカド （サブプライチェーンファイナンス）（注1）	課税対象外	IOF/Créditoの課税対象として明確化 （税率は借手企業に準ずる）（2025年6月1日より）	日割り0.0082%、固定税率なし （年間実効最大2.99%）	固定税率の廃止
外国為替	国際カード利用	3.38%（2025年、段階的引き下げ予定だった）	3.50%	3.50%	税率確認。従来の段階的引き下げ計画からの逸脱が示唆された。
	外貨現金購入	1.10%	3.50%	3.50%	税率確認（5月以前の1.1%から大幅増）。
	自己名義海外口座への送金（非投資目的）	1.10%	3.50%	3.50%	税率確認（5月以前の1.1%から大幅増）。
	第三者名義海外口座への送金	0.38%	3.50%	3.50%	税率確認（5月以前の0.38%から大幅増）。
	短期（364日以内）対外借入（資金流入時）	免税	3.50%	3.50%	税率確認（ゼロ税率からの課税）。
保険	VGBL型年金プランへの拠出（注2）	免税	月間拠出合計額がR\$50,000超の場合、超過額ではなく拠出総額に5%	年間拠出 R\$300,000（2025年）、R\$600,000（2026年以降）以下は0%。年間限度超過額に5%。	基準を月額から年間へ変更。2025年の実質月額換算基準は5月より厳格化、2026年基準は5月の月額基準と同等水準だが年間ベースで柔軟化。
債券	FIDC受益権取得（プライマリー）	免税	免税	固定税率0.38%	新規課税導入

（注1） サプライヤーが買い手企業に対する売掛債権を金融機関に譲渡し、早期に資金化する金融取引の一形態。一般的に、買い手企業がその支払いを保証する。

（注2） VGBL（Vida Gerador de Benefício Livre）：ブラジルの個人向け年金プランの一種。

（出所） 法令および各ウェブサイトを基にジェトロにて作成